

# 県民の皆さまへお願い

- 発熱や咳の症状が出た方は、まずは市販の解熱鎮痛剤で様子を見ていただき、症状が続いた場合には、平日の日中に最寄りの診療・検査医療機関を受診してください
- 受診先については、次の順で確認をお願いします  
①かかりつけ医 ⇒ ②自らマップ検索 ⇒ ③受診・相談センター  
(0120-071-126)

長崎県 コロナ診療マップ

検索



# 事業者の皆さまへお願い

- 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、医療機関や保健所が発行する「検査の結果を証明する書類」を求めないでください

(令和4年8月10日 厚生労働省事務連絡)